

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年6月21日（平成30年（行個）諮問第104号）

答申日：平成30年12月26日（平成30年度（行個）答申第164号）

事件名：相談対応票に添付された北海道管区行政評価局が受信した本人からのインターネットによるメールの利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「相談対応票（特定受付番号）に添付されている，特定年月日に北海道管区行政評価局が受信したインターネットによる行政相談のメール」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき，利用不停止とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し，平成30年3月27日付け北海相第28号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について，本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

別紙の1及び2のとおり。

（2）意見書

別紙の3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成30年3月8日付けで，処分庁宛て，法に基づき，下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受けて，処分庁は，同月27日付けで利用停止をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は，上記決定を不服として，同年4月12日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報、相談対応票（特定受付番号）に添付されている、特定年月日に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメール（本件対象保有個人情報）である。

3 審査請求の趣旨

平成30年3月8日付け保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止をしてほしい。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

本件対象保有個人情報は、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものであり、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

また、総務省の行政相談では、メールにより相談を受け付けた場合、相談内容等を正確に記録するため、当該メールを相談対応票の添付資料として相談対応票と一体で保管することとされているところ、相談対応票の行政文書保存期間は3年とされており、電子メールの保存期間は1年未満であるため消去すべきとする審査請求人の主張は該当しない。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認められるとき」には該当しない。

(2) 結論

以上のことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月23日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年12月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

当審査会において、諮問書に添付された資料、とりわけ本件文書（写し）の体裁や記載内容を確認したところによれば、本件対象保有個人情報が記録された本件文書は、審査請求人が、特定年月日（ただし平成30年）に、総務省のウェブサイト内にある「インターネットによる行政相談受付」の入力フォームにより送信したメールにつき、同日、北海道管区行政評価局が受信（自動送信されたもの。なお、メール送信は夜間であったため、受付は翌日になった。）したメール文（ただし、当該メールによる行政相談に関して作成された相談対応票の添付資料とされているもの）であると認められ、本件対象保有個人情報が、審査請求人において、同省のウェブサイト内の行政相談を受け付けるフォームにより送信し、同局において受信したものであることは明らかであるから、本件対象保有個人情報は、同局において適法に取得したものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）の認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲内で本件対象保有個人情報を保有している旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

イ なお、審査請求人は、総務省のウェブサイトによる行政相談受付フォームから送信された電子メールについては、北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満と定められており、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容等を「所定の様式」に複写した後廃棄する扱いとされているから、本件対象保有個人情報には利用停止されるべきである旨主張する。しかしながら、本件対象保有個人情報が記録された本件文書は、当該メールによる行政相談に関して作成された相談対応票の添付資料とされているメール文であって、上記の行政相談受付フォームから送信された電子メールそのものではないから、これにつき利用停止されるべきである旨の審査請求人の上記主張は、その前提において採用できない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定し、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」と規定している。

イ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記(1)の認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

1 審査請求の理由

保有個人情報利用停止請求書の理由（下記2）のとおり。

法38条

行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、この限りではない。（添付参考資料は省略）

2 保有個人情報利用停止請求書の請求に係る理由

総務省のインターネットによる行政相談受付フォームから送信された電子メールは北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満と定めており、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容等を「所定の様式」に複写した後廃棄する扱いとしているから。

3 意見書

利用停止の理由

総務省のインターネットによる行政相談受付フォームから送信された電子メールは北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満と定めており、相談者の氏名、住所、電話番号、相談内容等を「所定の様式」に複写した後廃棄する扱いとしているから。（北海道管区行政評価局特定職員の主張）

に対する、今回の保有個人情報の利用停止しない決定について、諮問庁の理由説明は

平成28年12月26日付け北海相第154号、155号北海道管区行政評価局長通知「私はメールを送信していないから」を「当初の利用目的を達成したため」という理由に変えて利用停止し、上記利用停止の理由を〇〇（審査請求人を指す。）様に説明したところですが、その説明内容については特定職員がうそをついたものです。

今回のとおり、利用停止・消去はできません。
となる。